ＴＡＸＡＮ　データプロジェクタサポート２　保守サービス約款

この約款（以下「本契約」という）はお客様（以下「甲」という）が保有する、加賀コンポーネント株式会社（以下「乙」という）が製造、販売するプロジェクターに対して、乙が実施する保守サービスについて適用されます。

（目的）

第１条　乙は、乙が甲に販売するプロジェクターに対して、本契約の有効期間中、甲からの依頼に基づいて「加入者証」を発行し、保守サービスを実施するものとします。

（サービス対象機械）

第２条 本契約に基づき乙が実施する保守サービスは、別紙「保守サービス申込書」及び、「加入者証」に記載の製品番号が貼付されたプロジェクター機械本体（以下「対象機械」といいます。）に限られます。ただし、下記のものは含まれません。

（１）　ランプなどの消耗品部分
　　（ただし、ランプについては、購入後６ヶ月以内且つ５００時間以内での故障については、保証いたします）
（２）　ケーブルやリモコンなどの付属品
（３）　データ、ソフト等

（保証）

第３条 甲が甲の保有する対象機械を使用するにあたり、乙は第４条（保守サービス内容）に定められた範囲において、甲の依頼に基づき、保守サービスを行ないます。

（保守サービス内容）

第４条 乙が甲に提供する保守サービス内容については、下記の通りとします。

（１）　本契約期間中に日本国内で取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で対象機械に故障が生じた場合、乙の定める条件によって修理または補償します。
（２）　購入後１年間については、日本国内で火災・偶然な破損事故により対象機械に損害が生じた場合、乙の定める条件によって修理または補償します。２年目以降は有償修理となります。
（３）　前２項の保証の対象となる場合、甲が乙に対して修理代替機を要求した場合、乙は修理代替機を甲に送付します。
（４）　前３項の保証の対象となる場合、対象機械の乙への発送・返送および修理代替機の発送・返送にかかる費用につき乙が負担します。

（保証金額）

第５条 乙が負担すべき費用は、前条で定めた保守サービスに要する実費とします。

（甲からの対象機械の送付方法、代替機の返送方法）
第６条 甲から乙に対して送付される対象機械または代替機について、甲は乙所定の梱包材料および梱包方法に従って、乙に送付または返送するものとします。

（保証の請求権者）
第７条 保守サービスの保証の請求権者は加入者証に記載された対象機械の所有者とします。

（保証が受けられない場合）
第８条 次の各号に該当する場合は、甲は乙より保守サービスの保証は受けられません。
（１） 加入者証に記載されていない対象機械の損害
（２） 本契約期間を経過した後に生じた事故による損害
（３） 乙の了解なく他社で修理された場合
（４） 故意、重過失による損害
（５） 第三者の加害行為による損害
（６） 詐欺・横領による損害
（７） 使用上の消耗、変質、さび、かび、変色等による損害
（８） 使用上支障のない外観のキズ、症状のでない不良等
（９） 地震、噴火、台風、津波等の天災による損害
（１０） 日本国外で生じた損害
（１１） 他の保険・サービスにより既に保守サービス保証の給付がなされている場合
（１２） 戦争・変乱・暴動によって生じた損害
（１３） 差押え、徴発、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
（１４） 核燃料物質、放射能によって生じた損害
（１５） 商品を乙の了承を得ることなく加工・改造することにより生じた損害
（１６） 盗難・紛失・置忘れによる損害
（１７） 乙指定以外の消耗品使用によって生じた損害

（保守料金）
第９条 甲が乙に支払う保守サービスの料金および支払い方法につきましては、下記のとおりです。
ホームページに記載された機種ごとに設定された料金を、下記口座にお振り込みください。振込票の控えを以って領収書に変えさせていただきます。設定料金は、「対象機械」の設置状況によって異なります。天井吊下げにて設置する場合は、天井吊下げ料金をお振込みいただいた場合にのみ適用されます。尚、お支払いは１回限りで、毎年更新は不要です。

お振込み口座

銀　行　名	三菱東京UFJ銀行（ミツビシトウキョウＵＦＪ）
金融機関コード	0005
支　店　名	神田駅前支店
支 店 番 号	010
口 座 種 別	普通
口 座 番 号	２４１６９５９
口 座 名 義	加賀コンポーネント株式会社
口座カナ名	カガコンポーネント（カ

（申し込み期限）

第１０条　この保守サービスの申し込み期限は、購入日より４ヶ月以内とします。

これを過ぎた場合は、お申し込みをいただいても、この保守サービスをうけることはできません。

（請求方法）

第１１条

１．対象機械に第２条に定める損害が発生した場合、甲は速やかに乙に報告しなければなりません。甲の乙への報告が不当に遅延した場合には、甲は乙に対して第２条に定める保守サービスを請求することはできません。

２．　第１条に基づく保守サービスの請求の際には、甲は下記の書類を乙に提出しなければなりません。なお、その他必要な書類がある場合には、請求時に乙より案内するものとします。

① 加入者証（コピー可）

② 購入日及び購入販売店名が記載されたメーカー保証書（コピー可）

（代位）

第１２条 乙が第２条の保守サービス提供を行なう場合において、対象機械に生じた損害が第三者に請求できる事由によって生じ、かつ乙がその損害に対して保守サービス提供を行なったときは、乙は損害額に相当する金額を限度として、対象機械に関する一切の権限を取得します。

（機密保持）

第１３条　甲及び乙は、本基本契約書及び個別契約に基づく取引により知り得た相手方の業務上の一切の秘密を第三者に開示または漏洩しないものとします。

（権利義務の譲渡）

第１４条　甲及び乙は、相手方の書面による承諾なしに、本契約により生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはなりません。

（解除）

第１５条　甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、書面による通知をすることにより本契約の全部又は一部を解除することができます。

① 監督官庁より営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
② 手形交換所の不渡り処分を受けたとき、又は支払い停止状態に至ったとき。
③ 自己の財産につき、第三者より仮差押、仮処分等の債権保全行為をうけたとき。
④ 強制執行、破産、商法上の整理、特別清算、民事再生及び会社更生手続きの申し立てを受け、又は自ら申し立てたとき。
⑤ 解散の決議をし、又は他の会社との合併決議をしたとき、または営業の全部または重要な譲渡をしたとき。
⑥ 財産状態が現状より著しく悪化し、又はその虞れがある相当の事由があるとき
⑦ 本契約の義務に違反したとき。

（協議）

第１６条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとします。

（契約発効日および契約期間）

第１７条 本契約は対象機械購入日から３年間その効力が生じるものとし、それ以降の契約延長はありません。

以上

以下余白